明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（**金融庁**二）　一
○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**法務**二二）　二
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（**同**二三）　二
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（**同**二四～二七）　二
○保安林の指定をする件
（**農林水産**一三四～一四九）　二
○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録を更新した件（**同**一五〇）　五
○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録事項の変更の届出があった件（**同**一五一）　五
○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件（**同**一五二、一五三）　五
○高圧ガス保安法第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十二の規定に基づく指定保安検査機関の事業所の所在地の変更の届出があった件（**経済産業**五）　五
○昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を改正する件
（**国土交通**四七）　六
○地すべり防止区域を指定する件
（**同**四八～五三）　六
○地すべり防止区域を追加指定する件
（**同**五四）　六
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件
（**同**五五）　七
○浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件
（**東北地方整備局**一〇、一一）　七
○宅地建物取引業法第六十九条第一項の規定による聴聞を行う件
（**中部地方整備局**五、六）　八
○道路に関する件
（**近畿地方整備局**一三～一七）　八

〔国会事項〕

国家試験
司法書士試験合格者（法務省）

〔人事異動〕

内閣　内閣府　宮内庁　外務省　財務省　国税庁　海上保安庁　最高裁判所　八

〔皇室事項〕

諸事項　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　一〇
通運
海事補佐人の登録、登録抹消
（海難審判所）　一〇

〔資料〕

閣議決定等事項　一〇

〔公告〕

諸事項
官庁
財団、金融商品取引業者営業保証金取戻し、金融商品取引業者の営業所の所在地の確知等関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、復権、特別清算、再生関係　二〇
会社その他　三〇

告示

○金融庁告示第二号

アシキュラチオニ・ゼネラリ・エス・ピー・エイより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に定める日本における代表者の住所の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年一月十九日

金融庁長官　三國谷勝範

日本における代表者の氏名及び住所	ディエゴ・デロレンズィ 東京都港区南青山一丁目三番一号　パークアクシス青山一丁目タワー四四〇四号

○法務省告示第二十二号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の村長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十三年二月五日から効力を生ずる。

平成二十三年一月十九日

法務大臣　江田　五月

沖縄県島尻郡伊是名村長

○法務省告示第二十三号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、平成二十三年一月二十日から効力を生ずる。

平成二十三年一月十九日

法務大臣　江田　五月

東京法務局所属	吉田　博視
大阪法務局所属	佐山　雅彦
広島法務局所属	加藤　誠
横浜地方法務局所属	小林　正一

○法務省告示第二十四号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十三年一月十九日

法務大臣　江田　五月

氏名	アラン・ウィリアム・ノーマン・キッチン
生年月日	千九百五十四年一月三十一日
国籍	連合王国